令和８年（フ）第１６８号
北海道川上郡標茶町川上２丁目７番地
債務者　伊藤　達也
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１７号
釧路市鶴野東２丁目15番15号　ボングレイスⅠ　201号室
債務者　吉永　勝政
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１９号
北海道川上郡標茶町平和８丁目54番地４　グレースコート　205号室、前住所北海道川上郡標茶町川上５丁目31番地　川上団地　Ｋ１棟205号室
債務者　佐々木柊威
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８７７号
仙台市宮城野区栄２丁目23番23号　クロスロードⅠ―101
債務者　小幡　莉奈（旧姓須佐）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０２３号
宮城県名取市増田４丁目８番15―205号　アフィニティ壱番館Ｂ
債務者　伊藤奈緒美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０３３号
仙台市太白区西多賀４丁目16番39号
債務者　川村まどか
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１２７号
仙台市若林区志波町14番22号　メゾンＭＯＲＩＹＡ201
債務者　遠藤　　直（旧姓今野）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１３７号
仙台市宮城野区新田１丁目２番27号　シティハイツはやかわ104
債務者　加藤　義夫
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１７８号
福島県二本松市本町一丁目６番地44
債務者　渡邊　順也
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１０７号
福島県南会津郡南会津町藤生字向坪1278番地
債務者　大竹　照枝
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第３２号
茨城県結城市大字結城893番地１
債務者　大関　明美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第６１５号
栃木県足利市稲岡町448番地
債務者　安藤　正行
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６１８号
栃木県日光市七里683番地２　カリーノ.カーサⅠ202号
債務者　屋代　耕作
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１５０８号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地５棟105号
債務者　能代　栞奈
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９４３号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ３街区１棟402号
債務者　新谷　　肇
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９４４号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ３街区１棟402号
債務者　新谷　幸恵
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３０２号
横浜市南区榎町１丁目10番地３　サウスプラザ103
債務者　手塚　好彦
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部